（事　務　連　絡）

令和３年６月２８日

優樹福祉会職員　各位

社会福祉法人　優樹福祉会

理　事　長　　杉山　和巳

（公　　印　　省　　略）

　　　新型コロナウイルス感染対策について

日頃より、職員の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な対応をしていただいている事、心より感謝いたします。

さて、１０都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」は、令和3年6月20日をもって沖縄県を除く９都道府県で解除され、このうち東京都、大阪府など７都道府県については、「まん延防止等重点措置」に移行し、埼玉県、千葉県、神奈川県の3県では「まん延防止等重点措置」期間が延長されています。

緊急事態宣言が解除されたことにより、法人で実施していた感染対策のための休業については、当面の間適用しないこととします。

緊急事態宣言解除にはなりましたが、全国においては、感染力の強い変異株の急速な広がりや、人流の増加も見られ、減少傾向にあった新規感染者が増加傾向にあり、福島県内でも変異株による感染が確認されています。

今後もあらゆる場面で、新型コロナウイルスに感染するリスクがあることを意識し、

油断することなく基本的な感染対策の徹底をお願いします。

1. **マスクの着用、手洗い、うがいの徹底**
2. **事業所や自宅で検温を行い、しっかりと体調管理**
3. **行動記録をつける（徹底する）**
4. **発熱・体調不良・受診等があった場合は管理者に連絡・相談**
5. **同居家族に発熱や症状が出た場合も管理者に連絡・相談**
6. **同居家族に濃厚接触やそこに関係する状況があった場合、管理者に連絡**
7. **事業所で共通して使用する機器類の消毒・換気の徹底**
8. **感染リスクの高い行動は控える**

**移動先の感染状況、さまざまな情報に注意し感染拡大地域との不要不急の往来は控える**

　　　　**９．法人の歓送迎会や不要不急の集会は行わない**

※ワクチン接種後でも感染する場合があります。

決して油断せず基本的な感染対策の徹底の継続をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策本部

担当 ：　新井　遠藤　松本

0248－21－5290